

臨時会第12号議案

春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年11月30日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

春日市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)の一部改正に伴い、本市の会計年度任用職員の期末手当に関し、特例措置を講じたい。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(期末手当に関する特例措置)

- 4 令和2年12月に支給する期末手当に関する第18条第1項及び第28条第1項の規定の適用については、これらの規定中「第1項、第2項」とあるのは「第1項」と、「第23条の3」とあるのは「第23条の3並びに春日市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和2年条例第 号)第1条の規定による改正前の給与条例第23条第2項」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。